

社団法人

本所法人会報

ホームページアドレス <http://www.honjyo.or.jp>

社団法人本所法人会墨田区業平1-7-12 電話(3622) 1090 発行者・立岡幸夫 編集・広報委員会春原令一・今井田精司 印刷・合同印刷株

創立60周年記念祝賀会 社団法人本所法人会



法人会は「地球温暖化対策報告書制度」を推進しています。
みんなで減らそうCO₂!

法人会は「地球温暖化対策報告書制度」を推進しています。
みんなで減らそうCO₂!

◎10月13日(水)創立60周年記念式典行事が盛大に開催されました。

今月号の主な項目

- 写真で綴る創立60周年記念式典 …2～5
- 会員増強運動にご協力を …………… 14
- 法人会全国大会－熊本大会開催…6～10
(平成23年度税制改正に関する提言)
- グループ別研修会案内 …………… 15
- 部会研修会等結果報告 …………… 12
- 折込－区立中学校「職場体験」
協力事業所のお願い

開催(写真で綴る記念式典)

社団法人 本所法人会 創立六十周年記念式典

次 第

- 一 開会の辞 小野副会長
- 二 会長式辞 立岡会長
- 三 イータックス推進横断幕目録贈呈 立岡会長
- 四 感謝状及び記念品の贈呈 立岡会長
- 五 絵画の寄贈 石川進造様
- 六 来賓祝辞 本所税務署長 市川利明様
墨田都税事務所長 下城正二様
東京税理士会本所支部長 佐藤安洋様
東京税理士会本所支部長 宮崎鎮雄様
- 七 閉会の辞 野口副会長



演奏に聞き入る出席者



第二部 小野副会長による開会の辞



市川署長へイータックス横断幕目録贈呈



式辞を述べられる立岡会長

創立60周年記念式典

10月13日(水)創立60周年記念式典が東武ホテルバ
 ント東京において盛大に開催されました。第1部
 記念演奏会では、新日本フィルハーモニー交響楽団
 のメンバーによる弦楽四重奏の演奏をお楽しみいた
 だきました。続いて、第2部 記念式典では、最初
 に小野副会長より開会の辞で始まり、立岡会長の式
 辞のあと、立岡会長から市川本所税務署長へイー
 タックス利用推進横断幕の目録の贈呈が行われまし
 た。続いて感謝状が、丸山顧問はじめ創立50周年か
 ら現在まで本部役員、支部長に引き続きご就任いた
 だいている計43名の役員に送られました。

続いて、石川進造様より桜をモチーフにした絵画
 が法人会に贈呈されました。

その後は、ご臨席をいただきましたご来賓の方を
 代表されて4名のご来賓にそれぞれご祝辞を賜り、
 (市川本所税務署長様、下城墨田都税事務所長様、
 社東京法人会連合会宮崎副会長様、佐藤東京税理士
 会本所支部長様)最後に野口副会長による閉会の辞
 で終了いたしました。

第3部 記念祝賀会では、会場を4階「錦」に移
 し、最初に立岡会長のご挨拶、続いて山崎区長様
 のご挨拶を賜りました。次に鏡開きを10名の方にお願
 いし、本所税務署 室橋副署長様の乾杯で懇親会に
 入りました。祝賀会の間、アトラクションとして最
 初に向島花街の芸妓による踊りと唄、高橋祐次郎社
 中による津軽三味線と民謡で色どりを添えていただ
 きました。祝賀会の最後は42型薄型テレビ、電動ア
 シスト自転車等豪華景品が当たる福引抽選会で盛り
 上がりました。会は終始和やかなうちに進められ、
 大塚副会長による三本締めで成功裡に終了いたしま
 した。

(総出席数485名)



受付風景



第一部 新日本フィルハーモニー交響楽団弦楽四重奏



石川進造様より法人会へ絵画の贈呈



立岡会長より感謝状の贈呈

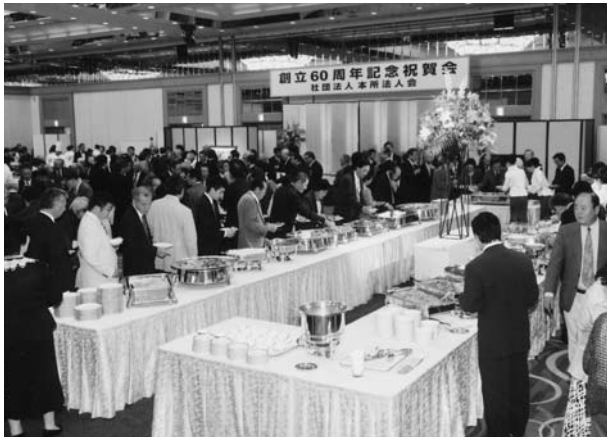
開催(写真で綴る記念式典)



祝賀会会場にてご挨拶の立岡会長



第三部にてご挨拶の山崎区長殿



第三部 懇談風景



第三部 会場風景



福引抽選会風景



大塚副会長の音頭で三本締め

創立60周年記念式典



ご祝辞を述べられる本所税務署 市川署長殿



野口副会長による閉会の辞



向島芸妓の唄と踊り



第三部 懇談風景



高橋祐次郎社中による民謡と津軽三味線



福引抽選会風景



大会会場風景

法人会全国大会―熊本大会開催 (平成二十三年度税制改正に関する提言の報告)

はじめに

現在の日本経済は、中国、インド等新興国の好景気に支えられ、輸出等外需は堅調だが、肝心の内需は低迷しており、景気はさえない展開が続いている。特に中小企業については先行きに不透明感が増し、企業マインドを冷やす要因となっている。

一方、世界に目を転ずると、人口1,000万人のギリシャの財政危機が世界経済を振り回し、欧州を中心に財政不安が広がっている。米国では、戦後最悪の雇用不安が経済の先行きを不確かなものになっている。このように、世界経済の先行きには不安材料が多く、その構造は一層複雑化している。そうした経済情勢の中で、わが

国は何をすべきか。その答えは既に出ている。その第一歩として、まず行すべきは、財政政策の基本である「入るを量りて出するを為す」ことであり、現状はその原則から著しく逸脱している。一方、成長分野に資金を投入するのは当然のことである。要するに現在の日本には具体的な成長戦略がない。その戦略の中でも税制改革は急務である。世界的に見ても欧州を中心に、経済活性化の観点から大胆な税制改革に踏み切る国は多い。特に、わが国においては、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制は欠かせない。こうした観点から、法人税率の引き下げ（軽減税率を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

以上を踏まえ、会員の総意として「今後の望ましい税制のあり方」をテーマに平成23年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

〈税制改正に関するスローガン〉

- 行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大胆な削減を！
- 税制の抜本改革を行い、元氣な日本の復活を！
- 法人実効税率は欧州・アジア主要国並みの30%以下に引き下げを！
- 所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を！
- 適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を！
- 歳出・歳入の全体的な見直しの中で消費税率引き上げの議論を！
- 地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！
- 年金・医療・介護の制度改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

税制改正に関する提言(要旨)

総論

第一 経済・財政・社会保障制度の改革

政府は、本年6月、元氣な日本を復活させるとして、強い経済、強い財政、強い社会保障を一体的に捉えて建て直す方針を示した。この政策を要約すると、増税で得た財政資金を社会保障などの成長分野に投入することで、雇いを拡大し、成長につなげようとする戦略である。だが実際は、正に「言うは易く、行ふは難し」の典型といってもよいだろう。

現在の日本経済は脆弱化し、需給ギャップが25兆円ある。名目雇用者報酬も減り続けている。いわゆるデフレ状態の中にある。政府は増税しても成長はできると言うが、その根拠は不明である。

一方、向こう3年間の予算の大枠を示す財政運営戦略の新目標は、①国、地方を合わせた基礎的財政収支赤字を対国内総生産(GDP)比で2015年度までに半減し、20年度までに黒字化する、②債務残高対GDP比を21年度から引き下げるという2本柱を据えている。しかし、同時に示された試算では、20年度の赤字は21・7兆円で、本年度赤字30・8兆円の半減にもならない。財政収支を黒字化しないと、肝心な債務残高が低下しない。そのため

の手段は増税による歳入増か歳出削減しかない。やはり、抜本的な歳出・歳入の一体改革を行い、国民負担率を増やさない小さな政府を目指すべきである。

これと同時に、どのような社会保障制度をつくり、どこにどう投資するか等の制度設計を行い、財源としての消費税増税について国民に分かりやすく説明すべきである。

第二 行財政改革の推進

政府は国の予算制度、その他行政全般のあり方を刷新するため、内閣府に行政刷新会議を設置した。行政刷新会議は、事業仕分けというこれまで見られなかった新しい手法で、行政の無駄の洗い出しを行い、注目を集めた。期待されていた予算や事業の無駄の見直しという行財政改革の観点では一定の成果を得られたが、財源確保の点では、第一弾の事業仕分けで3兆円以上の歳出削減を目標としたものの、削減額は7,000億円程度にとどまり、課題を残した。

政府が直営する事業は、非営利・独占事業であるが故に効率的な運用に欠ける面が多い。これを民間開放という鏡に照らしてみる市場化テスト等を行い、効率化を検証してみる必要がある。政府の行財政改革は、民間のリストラに比べてまだ不十分である。特別会計の改革をはじめとして、目に見える形

での成果を期待したい。同様に、公務員改革についてもまだ道半ばである。制度の根幹に斬り込むような改革を期待したい。国会議員の定数削減も急務である。

地方自治体についても、広域自治体や道州制の導入等、さらに徹底した行財政改革を行うように求める。

第三 国・地方のあり方

わが国の中央集権システムは、国・地方の経済発展に大きく貢献してきたが、最近ではそのシステムの生み出す非効率性の方が目立ってきた。現在の政権は、基本理念として地域主権を主張し、国・地方の関係を「上下、主従の関係から対等、協力の関係へ」と謳っている。

当面は、規制・予算・法律関連などを見直すとしているが、我々国民が求めているのは、国・地方の役割分担の明確化および行政効率化に伴う歳出削減等の実効ある政策であり、これらの問題に真剣に取り組むべきである。

また、地域主権戦略会議では基礎自治体(人口30万人程度)を重視しているが、広域行政による効率化の観点から、道州制について充分に議論すべきである。

分権型システムの確立のためには、地方のリストラに加えて、国から地方への補助金の削減、地方交付税改革、税源移譲のいわゆる三位一体改革の流

れを止めてはならない。現政権は国から地方へのひもつき補助金の廃止、地方が自由に使える一括交付金の交付を謳っているが、地方交付税交付金や補助金の見直しは急務である。

第四 税制改革のあり方

税制改革にあたっては、公平・中立・簡素という課税原則のほか、国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等の国際的整合性をも踏まえつつ、今後の税のあり方に踏み込んだ抜本的な改革を行う必要がある。

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特に国際化の流れの中で、その存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができよう。税制の確立が求められる。こうした観点から、かねてからの懸案である法人税率の引き下げ(軽減税率の更なる引き下げ、恒久化を含む)と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。また、社会保障を支える意味から、今後、消費税の役割を強化する必要がある。

第五 租税教育の充実

税は国・地方が提供する公共サービスの財源である。したがって、税がなければ国や地方の各種サービスは機能しない。国民の納税義務は憲法でも定められている。21世紀の納税者は「税

をキチンと支払い、その使い方を監視する人」にならなければならない。今後の行財政改革の推進にあたっては、国や地方が国民に対して実施状況を公表するなど納税者とともに進めていくことが求められる。そのための監査機能の充実も大切になる。

そこで、学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者（タックス・ペイヤー）意識を定着させる必要がある。

これからの税制改正は、納める側が納得した上での推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実が重要である。

名 論 基本事項

第一 法人税制について

1. 法人税の税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの40・69%となっている。しかし最近、自国企業の国際競争力強化あるいは外国資本の誘致等の目的から、税制を優遇している国が多い。現実には、近年、欧州・アジア諸国で法人税率の引き下げが行われている。特にイギリス、ドイツ、中国等では実効税率が20%台にまで引き下げられている。

日本企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税

の基本税率について地方税を含め、大幅な引き下げが必要である。その際、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げ、地方税を含めて、少なくとも欧州・アジア主要国並みの30%以下の実効税率とするよう求める。

2. 中小企業軽減税率の引き下げ

平成21年度税制改正で、中小企業等に適用される法人税の軽減税率が2年間の措置として22%から18%に引き下げられた。しかし、現在の厳しい経営環境や中小企業の払税力を考えると、中小企業に適用される軽減税率は2年間の時限措置ではなく恒久化するとともに、さらに一層の税率引き下げが必要である。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用課税所得金額を少なくとも1,600万円程度へ引き上げるよう求める。

3. 交際費課税制度

平成18年度税制改正で、一人当たり5,000円以下の飲食費については交際費から除外された。また、資本金1億円以下の中小企業に認められる特例も引き続き存続している。交際費課税における創設当時（昭和29年）の資本蓄積を図るといふ政策目標は消失しており、改めて経済取引の実体の中にそのあり方を位置付けることが必要と考える。2009年の追加経済対策で、

中小企業に対する交際費の定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられたが、不十分であり、定額控除限度額の更なる引き上げ、損金不算入割合の撤廃、資本金の規模制限の弾力化等の改善を求める。

4. 役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更等に伴い、税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与について、同族会社は適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

5. 同族会社の留保金課税

平成19年度税制改正で、中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

6. 電子申告

国税庁が2004年から運用を開始した国税電子申告（e-tax）は、2010年3月末現在の利用率が45・4%に達した。平成21年度税制改正では、所得税額控除制度の2年延長、所得税の確定申告時に税務署への提出を

省略できる書類の拡充などの措置がとられた。さらに一層の利用促進を図るため、地方税の電子申告との一体化の検討、法人・個人に対する恒久的な税額控除制度の創設など利用促進に向けての努力が必要である。

7. その他

租税特別措置に関連して、政府は「租税透明化法」を国会で成立させた。租税特別措置のうち、政策税制措置を4年間かけて抜本的に見直す方針である。租税特別措置については、政策目的を果たしたものは廃止し、それを法人税率引き下げの財源に充当すべきである。ただし、中小企業の投資促進税制など経済活性化に寄与する措置は本則化（恒久化を含む）あるいは新設すべきである。

また、配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不十分であり、欧州各国の制度（インピュテーション方式）を参考に二重課税の排除を求める。

第二 個人所得税制について

1. 所得税と住民税のあり方

所得税については、就業形態の多様化など経済社会の変化に伴い非納税者が増えている。基幹税としての所得税の機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は応益性の観

点から均等割の更なる引き上げを求め
る。

一方、税制改正において、所得税の
最高税率引き上げが検討されている
が、仮に最高税率を引き上げても税収
効果は小さく、象徴的な意味しか持た
ない。逆に労働意欲を損ね、マイナス
効果を及ぼす可能性がある。

2. 各種控除制度の整理・合理化

所得税および住民税の諸控除につい
ては、負担の公平化、税制の簡素化、
少子高齢化、雇用慣行の変化、ライフ
スタイルの多様化等、社会構造の変化
に対応して、抜本的に見直す必要があ
る。人的控除については、累次の改正
で複雑化しているため整理・合理化し、
基本的な人的控除に集約するよう努力
すべきである。

給与所得控除については、制度本来
の趣旨である必要経費の概算控除とし
ては、その水準が高すぎるとの指摘も
あり、特定支出控除の拡大と併せて見
直す必要がある。

3. 少子化対策

人口減少社会に突入したわが国に
とって、少子化対策は国が基本政策と
して取り組むべき重要な課題である。
政府は本年度から、新しい子育て支援
制度を法制化し、中学校卒業までの子
どもに1人当たり月額1万3千円を支
給している。

少子化対策は、保育所の充実など本
来は社会政策による施策の充実が重要
となるが、一方で税制面からの配慮も
不可欠である。例えば、児童に対する
税額控除制度を導入し、子供が多くな
るほど税負担が軽減される制度の創設
を求める。さらには、フランスで実施
されているN分N乗方式（子どもの数
が多くなるほど所得税が減税される仕
組み）の導入も積極的に検討すべきで
ある。

4. 金融所得一体課税

所得税の10種類の所得区分は現在の
経済取引に適合しているとは言えない
状況にある。このため、統合・簡素化
や金融商品・取引間の損益通算による
一体課税などが望ましい。平成20年度
税制改正で損益通算の特例が一部実施
されたが、まだ不十分である。経済活
性化の観点からも金融所得の一体課税
は実施すべきである。

5. 納税者番号制度

納税者番号制度については、最近、
社会保障番号との関係整理を含め、政
府部内でも議論が活発化している。電
子商取引の普及、金融商品の多様化、
国際化が進む中での資産移動の把握、
金融所得一体課税での損益通算の際の
適正な執行、医療・年金等社会保障制
度との一元管理、さらには給付付き税
額控除制度の導入に向けた検討などを

背景に、導入の必要性が求められてい
る。こうした点から、制度の創設・維
持にかかるコスト、プライバシー保護
等のセキュリティ確保のための法整
備等の前提条件を明確にした上で、納
税者の利便性も考え、税務面のみなら
ず社会保障分野にも活用する観点か
ら、制度の早期導入に向けて早急かつ
十分に検討すべきである。

第三 相続税制について

1. 相続税

相続税については、格差是正の観点
から、平成23年度税制改正で相続税の
課税ベース、税率構造の見直し等課税
強化を目指す方針が示されている。ま
た、課税方式についても昭和33年以来
続けられてきた法定相続人課税方式か
ら遺産課税方式へ変更し、税率構造は
もとより、基礎控除や非課税・軽減措
置等について大幅な見直しが予想され
る。だが、国際的に見ても相続税の負
担率は主要国と同一水準であり、負担
強化については納得できない。このた
め、現行水準を維持し、これ以上の課
税強化とならないよう求める。

2. 贈与税

贈与税については、基礎控除とは別
枠で、直系尊属から住宅取得等資金の
贈与を受けた場合の贈与税の非課税措
置が平成22年度税制改正で講じられ
た。しかし、この措置は平成23年末ま

での時限立法となっている。さらに、
個人資産の世代間移転という観点から
見ると、極めて対象が限定されている。
このため、贈与税については、相続税
の見直しと併せて、総合的な見地から、
そのあり方を再検討するよう求める。

3. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、20歳以上の
子が65歳以上の親から受ける贈与（非
課税枠2,500万円）について、贈与
時に軽減された贈与税を納付し、相続
時に相続税で精算することになっている。
この制度については、非課税枠の
拡大と65歳から60歳への年齢制限の引
き下げを求める。

第四 事業承継税制について

わが国の中小企業は、地域経済の活
性化や雇用にも大きく貢献している。
その中小企業が、相続税負担が主たる
原因で、事業承継ができなくなるとす
ると、地域経済はもとより日本経済に
とつても大きな損失である。こうした
状況を踏まえ、法人会では長年にわた
り欧米並みの「事業承継税制の確立」
を訴え続けてきたところである。

事業承継税制について、欧米諸国の
実情をみると、相続税法系は多様であ
るが、事業承継税制を優先させるとの
考え方で一致している。さらに、各種
特例や優遇措置が整備されている。

一方、わが国では、事業後継者を対

象にした相続税および贈与税の納税猶予制度が平成21年度税制改正で創設されたものの、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減あるいは控除する欧米の制度に比べると内容、要件等が不十分であり、本格的な事業承継税制と呼べるものではない。

特に、自社の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する制度については、①原則として中小企業基本法で定める中小企業が対象となること、②事前に経済産業大臣の認定、適用後に経済産業大臣、税務署長への報告等手続きが煩雑なこと、③5年間、雇用(厚生年金および健康保険加入者をベース)の8割以上を維持すること、④原則として死亡時まで株式保有しないと納税猶予とならない等、厳しい条件が課されている。贈与税の納税猶予制度についてもほぼ同様である。

このため、事業承継税制を利用できるケースは限定的なものにならざるを得ず、制度導入の趣旨が生かされない恐れがある。ついては、適用要件の緩和と欧米並みの本格的な事業承継税制の確立を今後も引き続き最重要課題として求めていくこととする。

このほか、親族外承継も重要な課題であり、税制面を含めて所要の措置を検討すべきである。

第五 消費税制について

1. 消費税率引き上げの条件

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めるものであり、少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、消費税率を引き上げざるを得ないものと認識する。ただし、同時に行財政改革の徹底、歳出の削減・合理化などを行うべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきであることは言うまでもない。

税制改革の中で、消費増税のみをクローズアップすることは適当でなく、厳しい歳出・歳入の見直しの中で、その必要性が確認されることが重要である。特に、消費税については、今後の国民の義務として税のあり方、福祉社会の中で受益と負担のあり方について国民のコンセンサスを構築し、かつ具体的な消費税制度のあり方や運用等について所要の整備を行うなど、国民の不安を可能な限り少なくした上で、税率の引き上げを行うべきである。

2. 滞納防止

消費税は本来、預り金的性格を持つ税金であるため、滞納防止策として中間申告やe-Taxの普及等、制度、執行面で一層充実した対策が望まれる。

第六 地方税制の見直しについて

1. 固定資産税の軽減

固定資産税については、商業地を中

心に実効税率が上昇を続け、都市部において重税感が高まっている。そこで、都市計画税と併せて制度の見直しと負担軽減を求める。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価格で評価する方式に改めるよう求める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設けるべきである。居住用家屋については、再建築価格方式でなく、家屋の経過年数に応じた評価方法に改めるべきである。

土地の評価体制については、国土交通省、総務省、国税庁が各省庁の目的に応じた評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化を行うべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税については、最近、市町村合併の推進で課税対象が拡大しているが、本来、固定資産税との二重課税的な性格を持っていることから、速やかに廃止すべきである。

3. 申告納税の合理化

行財政改革や納税者利便性等の観点から、国税と課税対象を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税や市町村民税について、地方消費税の執行をモデルとして、納税手続きの一層の合理化を図る必要がある。

4. 超過課税・法定外目的税

市町村民税の超過課税は主として法人を対象に行っており、その課税目的は必ずしも明らかでない。課税の公平原則にも反するもので、速やかに廃止すべきである。

また、法定外目的税については、環境対策から導入される事例が多いが、独自課税の実施にあたっては、税の公平・中立の観点から法人企業に対する安易な課税は避けるべきである。

第七 環境税制について

環境問題については、地球温暖化対策として各種の構想や提案が行われている。しかし、具体的に税制面でどう対応するかについては、政府部内で結論が出ていない。このため、当面は国内外の議論を注視し、環境政策との調和、石油税等、既存の税制との調整を図りつつ、幅広い観点から積極的に検討するよう求めたい。また、これに関連して、21世紀の企業人は環境意識を持って経営を行うべきことは、言うまでもない。

本部の動き

● 8月27日 法人会館に於いて組織委員会を開催。平成22年度会員増強運動方針案について協議した。



● 9月9日 法人会館に於いて理事監事支部長合同会議を開催。グループ別研修会、役員会、会員増強運動について等協議した。



● 9月6日 法人会館に於いて広報委員会を開催。法人会報11月号の編集について協議した。



● 9月27日 法人会館に於いて社会貢献委員会を開催。10月2日すみだまつりでの社会貢献活動について協議した。



● 9月14・16日 法人会館に於いて交際費説明会を開催。両日で合計90名のご参加を頂きました。



● 10月19・21日 法人会館に於いて源泉徴収説明会を開催。両日で合計116名のご参加を頂きました。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出等の提出が必要です。
※届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

最高5,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付金がスピーディー

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

10月社会貢献活動を実施

去る10月2日(土) 今年で7年目になりました、すみだまつり会場の錦糸公園内のテントをお借りして、社会貢献委員会主催による環境に関する社会貢献活動が行なわれました。当日はお天気にもめぐまれ、社会貢献委員の方を中心に、役員さんにお手伝いいただき、午前11時より、e-taxを積極的に利用していただくことを目的にPR用のフーセンを配布並びに、花の鉢植えを400鉢、アンケートを記入していただいた方に配布しました。なお、今年も昨年同様本所間税会さんとテントを分け合い実施致しました。



社会貢献活動風景



東京スカイツリー建設進捗状況シリーズ⑥ 10月7日撮影 488m

12月〜平成23年1月の主な行事予定

- 12月1日 生活習慣病予防健診 於…ニット健保会館
- 12月8日 決算法人説明会 (PM 1:30〜4:00) 於…本所法人会館
- 12月13日 理事監事支部長合同会議 於…本所法人会館
- 12月29日〜1月3日 年末年始休暇
- 1月12日 決算法人説明会 (PM 1:30〜4:00) 於…本所法人会館
- 1月14日 新設法人説明会 (PM 1:30〜4:00) 於…本所法人会館
- 1月19日 税務協力団体共催 新年賀詞交歓会 於…東武ホテルレハント東京

中小企業で働く皆様の総合福祉サービス

お一人につき ◎ 入会金 300円・会費 500円(月額)

◆ 東京ディズニーランド・ディズニーシーの割引補助券やとしまえん・東武動物公園等の格安利用券を斡旋します。その他、便利なクオカードや図書カード、さらにフィットネスクラブ・映画鑑賞券・観劇・グルメなど格安の料金でご利用いただけます。

- ◎ お得な情報がいっぱい!
- ◎ 今すぐご入会ください!



(社)墨田区勤労者福祉サービスセンター
墨田区押上2-12-7-215・☎3626-3723 FAX3626-3733
URL: <http://www.friends-sumida.or.jp>
担当: 事務局次長 吉岡 清史

部会の動き

源泉研究部会

9月15日 本所法人会館にて、
 税務研修会と健康に関する講習会
 を開催。税務研修会では、『源泉
 所得税についての質問の多い事
 例』と題し、本所税務署法人課税
 第二部門 柳岡調査官様を講師に
 お招きして研修をいたしました。
 健康に関する講習会では、『落
 語でメンタルヘルス 上手にスト
 レスを発散させましょう』と題し
 て、嘶家の古今亭 菊之丞師匠を
 講師に迎えて、手ぬぐいと扇子を
 使って古典落語の所作と小話を披
 露していただきました。



研修会風景



税法研究部会

9月2日 研修見学会を開催い
 ました。今回は、大宮の鉄道
 博物館を見学。
 新橋、横浜間開業から昭和57年
 までの昔懐かしい実物車両の展示
 や鉄道の歴史、役割や技術の変遷
 が解りやすく解説されていまし
 ました。



税法部会見学会

また、日本最大の鉄道模型ジオ
 ラマ(約200㎡、軌道延長1、
 400m)の展示や実際の運転席
 に座って運転体験できるシミュ
 レーター等を体験いたしました。

青年部会

10月15日 第24回法人会全国青
 年の集い「とちぎ大会」が開催さ
 れ、当会からも皆川部会長はじめ
 役員の方々合計4名が参加しまし
 ました。

大会では「少子化時代に向け
 て、「租税教育のすすめ方」をテー
 マに発表等があり、青年部会の今
 後の活動について議論された。ま
 た記念式典、三遊亭円楽氏の記念
 講演会が行われた。



大会会場前にて

女性部会

10月28日(木) 墨田区役所13階会
 議室において研修会を開催しまし
 た。最初のテーマ「東京スカイツ
 リーについて」の講師の吉野様は
 実際に設計に携さわっている為、
 興味深いお話をしていたため、活
 発な質疑応答で大変盛り上がりま
 した。

また「すみだ3M運動について」
 は講師として区役所の五十畑様よ
 り、3Mの意味等を説明され、墨
 田区民としてとても勉強になりま
 した。最後に恒例の税金クイズを
 行ない場所を移動してアサヒビ
 ル22階・隅田川・スカイツリーを
 一望できるラ・ラナリータにおい
 てイタリ
 ア料理を
 堪能し、
 生憎の悪
 天候では
 ありまし
 たが、充
 実した楽
 しいひと
 ときを過
 ごすこと
 ができま
 した。



研修会集合写真

支部・グループの動き

グループ役員会開催

各グループでは、グループ別研修会、会員増強についての役員会を開催。運営に向け協議した。



10月5日 第5・6グループ
於：東武ホテルレバント東京



10月4日 第8グループ
於：東武クラブ



10月21日 第7グループ
於：パークカフェ



10月8日 第2グループ
於：ザ・ホテルベルグランデ



10月6日 第4グループ
於：第一ホテル両国内東天紅



11月5日 第1グループ
於：ザ・ホテルベルグランデ



10月25日 第3グループ
於：第一ホテル両国内東天紅

今年度 会員の推移
状況(H22.4月～10月)

期首 3656社			
月	入会	退会	増減
4	6	19	-13
5	3	30	-27
6	4	10	-6
7	1	14	-13
8	4	11	-7
9	2	23	-21
10	6	14	-8

10月末現在
会員数

3436社

今年も本格的な会員増強の時期になりました。近年本所法人会では、景気低迷の折りから会員の転廃業による退会が多く、会員数も減少しているのが現状です。会員一丸となって増強にご協力をお願い致します。お取引先等で未加入の法人がございましたら、加入勧奨をお願い申し上げます。(クオカード30000円分進呈) ご入会いただいた方にもクオカード30000円分進呈



今年の法人会 会員増強 ポスター

会員増強運動にご協力を

会員の皆様奮ってご出席下さい！

平成22年度グループ別研修会日程表

研 修 科 目

- ①平成22年度税制改正のあらまし
- ②イータックス最新情報
- ③質疑応答

グループ研修会日程表

グループ (地 域)	開 催 日 時	開 催 場 所 (所 在 地)	担当副会長 グループ長 副グループ長
第1グループ 両国・緑	平成22年12月1日(水) 午後5時30分 開会 終了時間 午後7時00分	第一ホテル両国 宴会場 (横綱1-6-1)	半澤副会長
			尾崎グループ長
			大塚副グループ長
第2グループ 菊川・立川 千歳	平成22年11月12日(金) 午後6時00分 開会 終了時間 午後8時00分	みどりコミュニティーセンター 多目的ホール (緑3-7-3)	春原副会長
			朝倉グループ長
			清水副グループ長
第3グループ 石原・亀沢 横綱	平成22年11月24日(水) 午後6時00分 開会 終了時間 午後8時00分	第一ホテル両国 宴会場 (横綱1-6-1)	青柳副会長
			大石グループ長
			小倉副グループ長
第4グループ 本所・吾妻橋 東駒形	平成22年11月16日(火) 午後2時00分 開会 終了時間 午後4時00分	中ノ郷信用組合 本店ホール (東駒形4-5-4)	立岡会長
			佐藤副会長
			佐生グループ長
			今井田副グループ長
第5グループ 江東橋	平成22年11月19日(金) 午後6時00分 開会 終了時間 午後8時00分	東武ホテルレバント東京 宴会場 (錦糸1-2-2)	小野副会長
			関根グループ長
			鈴木副グループ長
第6グループ 太平・錦糸	同 上 第5グループと共催	同 上 第5グループと共催	大塚副会長
			及川グループ長
			高森副グループ長
第7グループ 横川・業平 押上	平成22年11月18日(木) 午後5時30分 開会 終了時間 午後7時30分	本所法人会館 2階会議室 (業平1-7-12)	野口副会長
			杉本グループ長
			奈良副グループ長
第8グループ 向島・区外	平成22年11月11日(木) 午後5時30分 開会 終了時間 午後7時30分	東武クラブ (向島1-32-3)	石川副会長
			小林グループ長
			川合副グループ長

※講師：本所税務署審理官グループ

※費用は無料です。(引き続き開催の懇親会はグループにより有料になるところがあります。事前にご確認下さい。)

※ご出席の際は所属支部長さん、またはお近くの支部役員さんにご連絡下さい。

※開催時間については各グループの別途案内状をご確認下さい。

致のために地元と連携したネットワーク作りを積極化してもらいたい。

東北海道の観光を盛り上げようと阿寒湖でリゾート施設を経営し、北海道観光振興機構副理事長を務める大西雅之氏は、「郷土力を生かして地元との共生を目指す宿づくり、まちづくり」に取り組んでいる。北海道の観光客が激減していることへの危機感が背景にある。要因はいくつかあるが、大西氏によると、1999年の航空法改正で航空産業の規制緩和が進み、競争が激化したため、主要航空会社が機材小型化や減便で運賃値上げをしたことが最も大きいとする。北海道には8空港あるものの、千歳以外はガランとした状態という。

阿寒湖周辺の観光客は100万人超だったが、今年3月には62万人に減少、知床でさえもこの数年で34%も減っている。大西氏は「北海道エリア別観光ビジョン」を作って誘致作戦を始めるが、「国際観光の推進は狭義の観光産業の枠内でなく、オール北海道が手を組んで成長産業として育成に取り組むべき」と、北海道庁の観光予算増額など政策強化を訴える。

観光資源は経済的効果を高める。北海道や秋田県では韓国や中国映画のロケ地として脚光を浴び、現に両国の観光客が大勢訪れている。ロケ地誘致も観光の目玉になる。もちろん外国人だけでなく、日本人が自分の国を再発見するために国内旅行を楽しむことも大いに推進することだ。内外問わず日本人の心である「おもてなし」を基本とした受け入れ体制の充実は言うまでもない。観光産業の発展は日本力を回復する重要なカギといえる。政府は新たな成長産業とするために規制改革を進めながら、日本人の観光への意識を高める施策を積極的に展開することが必要だ。掛け声だけの名ばかり観光立国では成長できない。

[筆者紹介]

柏木慶永（かしわぎ・よしなが）経済ジャーナリスト（日本記者クラブ会員）。1969年日本大学法学部新聞学科卒。日刊工業新聞社で、編集局科学技術・第一・第二・各部長、電子メディア局長、執行役員総合事業局長、同業務局長、同倫説委員長を歴任。



観光立国へ「おもてなし」で交流に磨きを

経済ジャーナリスト 柏木 慶永

観光産業、地域の活性化にプラスか、中国人向けビザ要件緩和

5月下旬、北東北を旅した。旅行会社のツアーで奥入瀬溪谷、十和田湖、八幡平、田沢湖、中尊寺、松島などを巡った。桜が満開だったり、雪の壁が続いたり春先のような光景に目を奪われた。40人ほどのバス仲間は九州、関西、関東、北海道と日本各地から集まっていた。大半は中高年だが、皆新たな発見をしたようだ。日本には知らないところが沢山あり、そこを訪ねることで、日本の素晴らしさを改めて肌で感じる事が出来る。

そんな中で多くの外国人観光客が日本を訪れることは、日本人にとって世界の空気、風に触れるチャンスでもある。政府が7月1日から中国人観光客の個人向けビザの発給要件を緩和したことは、交流の深まりへの大きな一歩となる。観光ビザは、それまでの富裕層限定から中間層（日本円で年収80万円程度）まで対象を拡大した。対象者は160万世帯から1,600万世帯へと10倍にもなる。中国は高度経済成長が長く続いて個人所得が年々増加しており、海外旅行への関心が高まっているという。その勢いを日本に向けてくれたらいいわけで、日本の観光産業や地域の経済活性化にとって、大きなプラスになると期待したい。ただ一方で、犯罪や不法滞在に目を光らせるのは当然だ。

中国の富裕層は日本を訪れて家電製品、化粧品などを大量に購入しており、中には50万円もの買い物をする客もいるという。中国人観光客が増えれば経済効果はさらに大きくなる。中国人が日本観光で魅力を感じるのとは何かとある調査で、富士山など観光資源とは別に温泉を挙げる。旅館のサービスなど「おもてなし」がトップだそうだ。やはり日本人の丁寧で、きめ細かな心配りが受けるようだ。もちろん食の安全に対する安心感もあるだろう。

菅政権は6つの新成長戦略分野の一つに観光を位置づけた。外国人観光客を2013年1,500万人、16年までに2,000万人、19年には2,500万人、将来的には3,000万人とするロードマップも作った。今回の中国人ビザ発給要件緩和はその具体策の一つで、今後さらに対象を拡大すると見られる。

求められる自治体と地元のネットワーク作り

国内の観光産業の活性化は、雇用増、地域づくりにつながり、内需拡大に貢献する内なる国際競争力を高める力がある。外国人観光客が増えれば、日本の歴史・文化、四季折々の美しい自然や景観など日本の良さを発見してもらえ。政府の観光政策とともに、自治体も誘

税務署だより**年末調整等説明会のご案内**

本年も年末調整を行う時期になりました。つきましては、11月8・9日に曳舟文化センター1階ホールで説明会を行います。

年末調整等に必要な用紙は、当日会場受付でお渡しします。

※諸用紙の配付は説明開始の30分前から行います。

開催日	時間	対象地域	説明会場
11月8日(月)	13:30~16:00	菊川・錦糸・向島 両国・江東橋	曳舟文化センター 1階ホール
11月9日(火)	9:30~12:00	亀沢・太平・東駒形 本所・吾妻橋・横川	
	13:30~16:00	石原・立川・千歳・緑 横網・押上・業平	墨田区京島 1-38-11

○ 納付税額のない場合の納付書の提出方法

年末調整による超過額があるため納付税額がない場合には、税額0の納付書を税務署へ提出、郵送されるかe-Taxからの送信をお願いします。

詳細については、法人課税第2部門までお問い合わせ下さい。

本所税務署
電話 3623-5171
・年末調整関係
法人課税第2部門
・法定調書関係
管理運営部門

法定調書の提出に関するお願い**● 法定調書の提出について**

「平成22年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」については、税務署から送付されたOCR様式を使用し、黒のボールペンでいねいに記載して提出して下さい。

また、各調書の署番号(01169)及び整理番号欄も必ず記載して下さい。

法定調書の提出期限は、平成23年1月31日(月)ですが、なるべくお早めに提出されるようお願いします。e-Tax(イータックス)でも提出できます。

● e-Taxによる法定調書提出のご案内

法定調書の提出をe-Taxで行うことにより、自宅やオフィスから法定調書の提出ができ、手書きをする手間を省くことができます。

会員の皆様の事務効率化のためにも、e-Taxによる法定調書の提出について是非ご検討下さい。

なお、ご不明な点がございましたら、本所税務署管理運営部門までお問い合わせ下さい。

都税事務所だより

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、12月27日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

- ① 金融機関^{※1}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替^{※2}
- ③ コンビニエンスストア^{※3}

(利用可能なコンビニエンスストア)

エーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティストア サークルK サンクス
スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート
ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン(50音順)


*領収証書及びレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。

- ④ 金融機関^{※1}・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM^{※4}、インターネットバンキング^{※4}、モバイルバンキング^{※4}

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※4 ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください。)

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○保守点検作業のため、平成23年1月1日午前0時～平成23年1月4日午前7時まではご利用できません。その他にもご利用できない期間があります。詳しくは、主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局



固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式のもの)に必要な事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください(1月11日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)・墨田都税事務所(03-3625-5061)

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所における事務の取扱いは次のとおりです。



	12月28日(火)	12月29日(水) ～1月3日(月)	1月4日(火)
都 税 の 納 税	○	×*	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申請書等受箱」をご利用ください。	○
証 明 書 等 の 取 扱 い	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

創立60周年記念式典特集号



式典にお手伝いいただいた役員集合写真

